

支給認定保護者及び支給認定子どもの氏名、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

	支給認定保護者・子どもの氏名	支給認定保護者・子どもの個人番号
父		
母		
子ども		
子ども		

※マイナンバーの記入がなかったとしても、提出することは可能です。

必要書類一覧

※変更申請書と必要書類を提出してください。

変更内容		必要書類	
事由	就労状況変更	就職・転職	新しい就労先の「就労証明書」
		異動	新しい就労先の「就労証明書」 (※就労先は同一で、事業所のみの変更で、就労時間や1か月の就労状況に変更がない場合は、必要書類なし)
		勤務形態・就労時間の変更	新しい勤務形態・就労時間の「就労証明書」
		退職	退職後、求職活動を行う ⇒ 「求職活動状況申告書」, 「ハローワークカード又は受付票の写し」 ※ハローワークカード又は受付票の写しの提出は必須ではありません。 退職後、転職先決定・内定 ⇒ 「就労証明書」
	妊娠	母子健康手帳の写し（柏市発行の母子健康手帳の場合、P. 1, 4, 9）	
	育児休業の取得・延長	育児休業を取得⇒「就労証明書」 育児休業を延長⇒「就労証明書」	
	疾病・障害	診断書（病名、症状、療養期間、児童の家庭保育にあたれない状況にあるかについて記載されたもの）または、障害者手帳の写し	
	介護・看護	「介護・看護状況申告書」, 診断書（病名、症状、療養期間、家族による常時介護・看護が必要な状況にあるかについて記載されたもの）または、障害者手帳の写し	
	求職活動中	「求職活動状況申告書」, 「ハローワークカード又は受付票の写し」 ※ハローワークカード又は受付票の写しの提出は必須ではありません。	
	就学	在学証明書, カリキュラム（時間割）の写し（保育を必要とする期間（在学期間）, 時間, 日数が記載されたもの）	
氏名変更		戸籍謄本等(※家族構成にも変更がある場合は別途必要書類により確認)	
住所変更	柏市内転居	必要書類なし	
	柏市外転出	【在園児】 保育園等退園届 【申請児】 保育園等利用希望申込取下書	
家族構成 ※保育料が変更になる場合があります。	婚姻	婚姻日のわかる戸籍謄本（または受理証明書） 婚姻相手の保育を必要とする事由の証明書類 婚姻相手の保育料算定のための税資料（※柏市で住民税の課税がない方のみ）	
	離婚	離婚日と親権者のわかる戸籍謄本（または受理証明書）	
	出生	必要書類なし	
	別居	必要書類なし（ただし、離婚調停中の方は調停の呼出状の写し等）	
	同居	場合によって、保育を必要とする事由の証明書類や税資料等	
	死亡	必要書類なし	

【書類提出先】

通っている保育施設または柏市役所保育運営課

各種書類は、柏市ホームページからダウンロードできます。
こちらからご確認ください。
また、各保育施設及び保育運営課にもございます。



ご不明な点がございましたら、各保育施設や保育運営課へお問い合わせください。

柏市こども部保育運営課（入園担当） TEL：04-7167-1137

受付印